

CDS取引におけるコンプレッション制度の見直し等に係る制度要綱

2016年1月7日

株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

2015年6月に導入したコンプレッション制度（一定の経済条件が合致した複数の清算約定を終了日前に終了させるとともに、新たな清算約定を成立させることをいう。以下同じ。）について、利用者の利便性を向上すべく、原取引の相手方の同意を不要とする等、所要の見直しを行う。

II. 概要

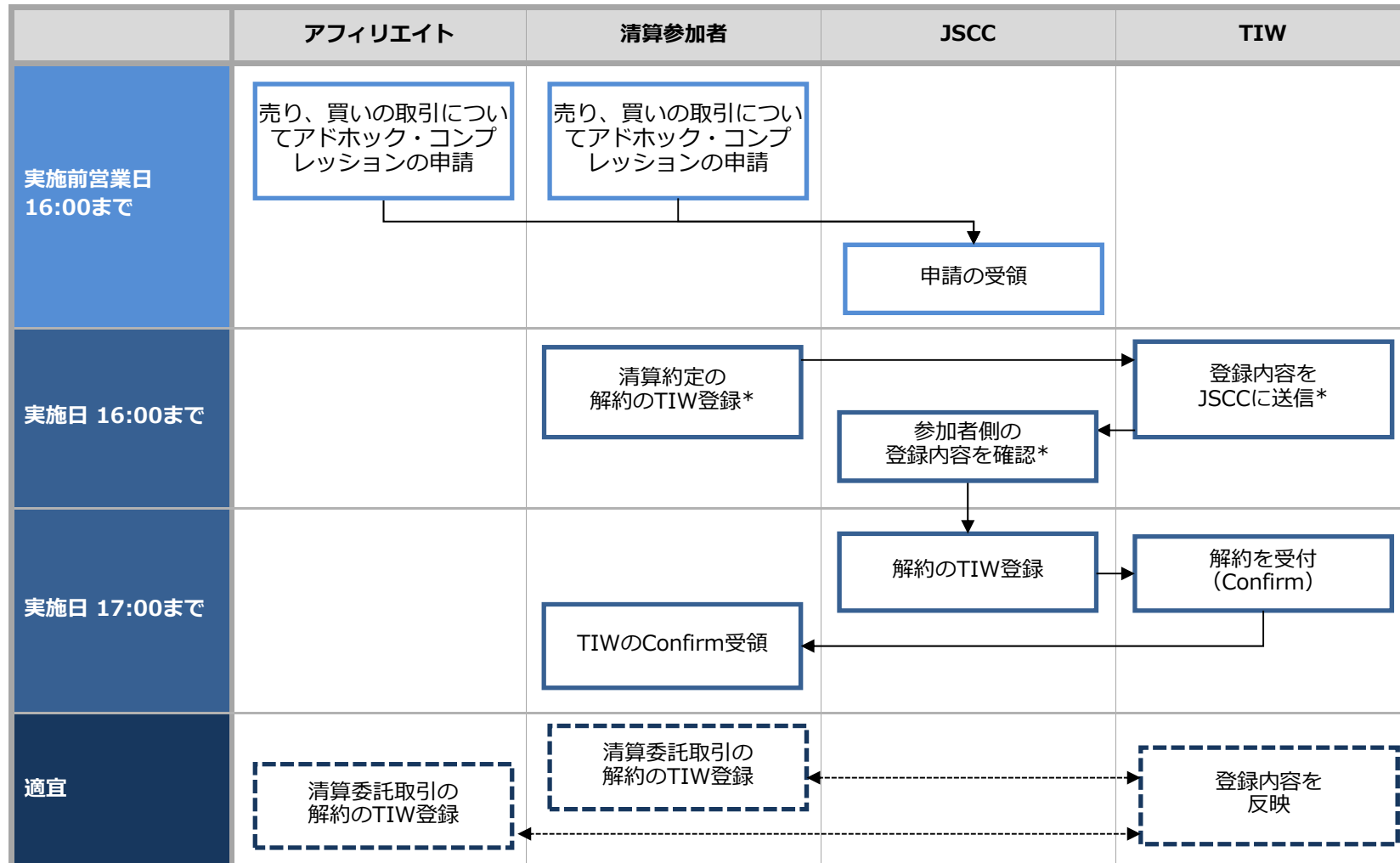
項目	内容	備考
1. 既存のコンプレッションに係る見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、コンプレッションを行う場合には、債務負担済みのCDS取引（以下「清算約定」という。）について、原取引の双方からコンプレッションの申込みが行われることが条件となっている。 ・今般、利用者の利便性を向上すべく、コンプレッションの成立要件を緩和し、原取引の一方からの申込みによりコンプレッションを行うことを可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプレッション成立には対象取引に係る所定の経済条件（シリーズ（インデックスCDSの場合）、参照組織（シングルネームCDSの場合）、固定金利等）が合致する必要があるが、当該経済条件のうち「原取引の相手方」について合致を必要とする条件から除外するものとする。 ・処理フローについては、現行から変更なし。
2. アドホック・コンプレッション制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のコンプレッション制度に加え、清算参加者等の申込みに基づき随時コンプレッションを行うことができる制度（アドホック・コンプレッション制度）を導入する。 ・清算参加者よりアドホック・コンプレッションの申込みが行われた場合において、毎当社営業日午後4時に、所定の経済条件が合致する他の清算約定が存在することを確認した場合には、アドホック・コンプレッションを実施するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のコンプレッション制度は当社がその都度定める日にのみ実施することとしているが、アドホック・コンプレッションは、毎当社営業日実施することを可能とする。 ・清算約定（委託分）に係るアドホック・コンプレッションの申込みは、清算委託者が行う。 ・合致が必要となる経済条件として、通常のコンプレッションにおける経済条件に加え、想定元本についても合致を必要とする（原取引の相手方については不要）。 ・具体的な処理フローについては、「参考」参照。 ・アドホック・コンプレッション制度の導入に伴い、現行

項目	内容	備考
		<p>の任意解約制度（清算約定を原取引当事者間の合意をもって満期到来前に解約する制度）については廃止する。</p>
<p>3. クレジットイベント通知に係る取扱いの見直し</p>	<p>・原取引の相手方の申込みがない場合でもコンプレッション（アドホック・コンプレッションを含む。）を行うことを可能とすることに伴い、クレジットイベント（リストラクチャリングに限る。以下同じ。）決済に際して、原取引の相手方にクレジットイベント通知を行うことが求められる ISDA クレジットデリバティブ定義集（2003年版）の適用を受ける清算約定について、円滑なクレジットイベント決済を可能とすべく、当社から清算参加者に対し一律にクレジットイベント通知を行うことでクレジットイベント決済を行うこととする。</p>	<p>・現在のコンプレッション制度においては、原取引当事者双方の申込みを必要とすることで、原取引の相手方が常に維持されるものとなっている。ISDA クレジットデリバティブ定義集（2003年版）が適用される清算約定においては、クレジットイベントの発生に伴い清算参加者が当社に対してクレジットイベント通知を行った場合、当社から原取引の相手方に対してクレジットイベント通知を行うことでクレジットイベント決済を円滑に行うことが可能となっているが、原取引の相手方が維持されない場合、クレジットイベント通知の相手方をどのように指定するかといった問題が生じることとなる。</p>
<p>4. 実施時期</p>	<p>・2016年3月を目途とする。（金融庁長官の認可を前提とする。）</p>	

以上

アドホック・コンプレッションの処理フロー

参考



* 2016年4月（予定）以降は当該作業を不要とする。